

和歌山県産業別最低賃金を改正決定 鉄鋼業は6円、百貨店、総合スーパーは2円引上げ

和歌山労働局長（神田義宝）は和歌山県産業別最低賃金について、和歌山地方最低賃金審議会からの答申に基づき、平成23年11月22日に和歌山県鉄鋼業最低賃金の改正決定について、また、平成23年12月7日に和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正決定について、それぞれ下記のとおり官報公示した。

今後、和歌山労働局においては、改正後の和歌山県産業別最低賃金について、県内の事業場はもとより広く県民に周知を図ることとする。

記

	鉄鋼業	百貨店、総合スーパー
改正年月日	平成23年11月22日	平成23年12月7日
時間額	799円	743
引上額（対前年）	6円	2円
引上率（対前年）	0.76%	0.27%
効力発生效年月日	平成23年12月30日	平成24年1月6日

産業別最低賃金が適用される労働者の範囲

○鉄鋼業最低賃金

和歌山県の地域内で鉄鋼業（鉄素形材製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者。

○百貨店、総合スーパー最低賃金

和歌山県の地域内で百貨店、総合スーパー、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパーに分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者

但し（1）18歳未満又は65歳以上の者（2）雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの（3）清掃又は片付けの業務に主として従事する者は次の和歌山県最低賃金が適用されます。

※ 和歌山県最低賃金は平成23年10月13日から1円引上げ時間額685円で適用されています。

産業別最低賃金額の推移

和歌山県鉄鋼業最低賃金

年 度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
時間額	757円	769円	782円	785円	793円
引上額	5円	12円	13円	3円	8円
引上率	0.66%	1.59%	1.69%	0.38%	1.02%

(引き上げ率の%表示は小数点第3位で四捨五入しているもの。)

和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金

年 度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
時間額	727円	732円	738円	739円	741円
引上額	4円	5円	6円	1円	2円
引上率	0.55%	0.69%	0.82%	0.14%	0.27%

(引き上げ率の%表示は小数点第3位で四捨五入しているもの。)

産業別最低賃金改正決定までの概要について

